

## 第4次地域福祉計画 取組概要

### 施策1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備

- 推進方針 ①複合的な課題を抱える世帯の支援を進めるために、関係機関が連携できる体制と仕組みを構築します。
- ②多様な人が社会参加できる場をつくり、生活困窮者への理解等環境の充実を図ります。
- ③地域の身近な相談者（民生委員・児童委員等）や総合相談窓口をはじめとした各種相談窓口の継続的な周知と、相談窓口の機能充実に取り組みます。

### 取組概要

- ・総合相談窓口において、福祉何でも相談として市民のあらゆる相談を受けており、必要に応じて、適切な窓口へのつなぎと生活困窮者自立相談支援機関での継続支援を実施している。
- ・こども家庭・保健センターでは、妊娠期から出産、育児、成人、高齢者に至るまで、より早期に問題を把握し支援に繋ぐ、一貫した切れ目のない支援を実施している。
- ・毎月1回開催の総合相談連絡会等を活用し、様々な支援機関の役割を理解する機会を設ける等、相談機関間の相互理解、支援に向けた協力関係の構築に努めている。
- ・関係部局において、対象になると思われる方について、福祉部局や社会福祉協議会との協働による支援や各種相談の周知などに取り組んでいる。



| 課題   | R5年度の新たな取組  | R6年度以降の方向性  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口をはじめとした福祉センター内の各種相談窓口を知らない市民が一定数存在し、必要な支援に繋がっていない場合があるため、さらに効果的な周知・啓発が必要である。</li> <li>・相談支援に加え、多様な人が社会参加に繋がるよう、社会参加の視点を持った支援が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭・保健センターでは、広報紙の特集記事に加え、ホームページでは、目的のページを探しやすいように年齢別で整理するなど工夫した。</li> <li>・福祉センターで、就労準備支援事業と企業との連携による就労体験機会の拡充に取り組んだ。</li> <li>・【重層】総合相談連絡会で社会参加支援について協議することを意識するとともに、多機関協働支援会議（定例型）において、社会参加支援を多機関で取り組むことができるような事例検討を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な課題を抱える世帯の支援に向け、相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援を意識しながら、多機関協働による包括的な支援体制の構築を検討する。</li> <li>・広報紙やホームページ等様々な媒体を活用した周知を継続する。</li> <li>・社会参加支援を意識しながら総合相談連絡会及び多機関協働支援会議（定例型）を実施する。</li> </ul> |

## 施策2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

- 推進方針 ①重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。  
 ②権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。  
 ③高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。  
 ④成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。

### 取組概要

- ・権利擁護の普及や啓発、権利擁護支援の人材育成等を目的に、各種研修を実施している。
- ・成年後見制度利用支援事業を実施し、利用者に対し助成を行っている。  
 (障がい R3：7件、R4：14件、R5：5件)  
 (高齢 R3：24件、R4：23件、R5：25件)
- ・社会福祉協議会において、権利擁護専門相談や専門的支援の提供や介護サービス相談員派遣事業、障がい者福祉施設等相談員派遣事業を実施するとともに、法人後見、市民後見、後見監督などの後見業務を推進している。
- ・DV被害者からの相談や一時保護などの際には、必要に応じて関連部署や関係機関と連携して支援を行っている。

### 研修

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 行政等初任者向け権利擁護研修        | 31名 |
| 障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修 | 60名 |
| 権利擁護支援者養成研修           | 19名 |
| 虐待対応従事者研修             | 48名 |

### 課題

- ・成年後見制度や相談窓口の周知や権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワーク構築が必要。
- ・通報に至っていない潜在的な虐待を認知できていない場合がある。
- ・権利擁護支援人材バンクの登録者数が減少している。
- ・DV相談室の周知・啓発が必要である。

### R5年度の新たな取組

- ・芦屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱、虐待帳票マニュアルを改正。
- ・市民向け虐待啓発研修や親族後見人向け研修及び芦屋警察署との連絡会を実施。
- ・認知症基本法をテーマとして権利擁護フォーラムを開催。
- ・職員向けにDVの基礎知識及び市内連携をテーマに講義を行うとともに、市内公共施設のトイレにDV相談室周知のためのシールを貼り、啓発に努めた。

### R6年度以降の方向性

- ・継続的に、関係機関と協働、連携して対象者の生活支援を行う。
- ・介入困難、介入拒否ケースについての会議や研修を実施し、予防や対応方法を検討する。
- ・市民向けに権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。
- ・DV相談や一時保護などにおいて、ネットワーク会議等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、DV相談室の周知を進める。

### 施策3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

推進方針 ①多様な活動の拠点としての環境整備に努めます。

②地域における福祉人材・サポーター養成を推進するため、情報を集約・発信します。

③社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携して、地域で活動する人の支援や活動に参加しやすくするための取組を充実します。

#### 取組概要

- ・保健福祉センターのエントランスホールがだれもが集える場となるよう、エントランス・コンサートを実施しており、さらに手話歌を取り入れることで、手話や福祉センターに親しみを持ってもらえるよう取り組んでいる。
- ・エントランスパネル展を実施し、センター内の各機関が開催している事業や講座の周知・利用促進を図っている。
- ・こども家庭・保健センターにおいて、妊娠期から18歳までの子どもと保護者を対象に、必要に応じて障がい相談や生活困窮などの関係機関とも連携しながら相談・支援を行っている。
- ・健康づくりの場、社会参加の場となるよう、運動室の一般開放や水浴訓練室の開放事業を行うとともに、障がいのある方の就業体験やひとり一役活動の受入れ、「健康ポイント」事業への参加、貸室事業など、地域の保健福祉の拠点としての取組を進めている。
- ・福祉人材の育成に向け、認知症サポーター養成講座、権利擁護支援者養成研修などの開催に加え、福祉団体やボランティアグループの活動拠点としてボランティア活動センターが設置されている。



| 課題   | R5年度の新たな取組   | R6年度以降の方向性  |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな担い手の参加や、まちづくりや市民活動との連携を踏まえた情報収集や発信が課題である。</li> <li>・福祉センター機能を活用したセンター内の各事業所の周知について、エントランスパネル展に加えた周知・啓発方法を考える必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により中止していた保健福祉フェアを4年ぶりに時短で開催した。</li> <li>・就労準備支援事業と企業との連携による就業体験機会の拡充に取り組んだ。</li> <li>・令和5年4月にこども家庭・保健センターを開設し、11月に中高生主催の「あしふくまつり」を開催した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続してエントランスパネル展で各事業の周知に努めるとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体で周知、啓発を行う。</li> <li>・地域住民が、興味・関心等からまちづくりに関われるような、講座やワークショップを開催する。</li> <li>・こどもの居場所支援事業として市民団体や学生たちと協同し、イベント等を実施する。</li> </ul> |

## 施策4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

- 推進方針 ①庁内の地域共生の取組を推進するため、各相談支援機関を所管する関係各課との連携体制を構築します。
- ②各附属機関で扱う議題や協議内容を集約し、課題の包括化に取り組みます。
- ③個別支援・地域づくりを意識した人材育成を進めます。

### 取組概要

- ・総合相談窓口の機能の充実と連携を深めるため月1回の相談連絡会や事前の意見交換を実施している。
- ・ケース対応等で適宜関係機関と会議の実施や、当事者に必要な手続きがある場合に所管課を案内するなど課題解決に向けた支援を行っている。
- ・権利擁護の普及や啓発、権利擁護支援の人材育成等を目的に、各種研修を行っている。
- ・そのほか、市民参画協働推進会議や、関係機関間での共通の地域課題を検討する会議の実施などを通じて意見交換を行っている。



### 課題

- ・地域共生社会の実現に向けた庁内関係課との目的の共有、連携強化を図る必要がある。
- ・対象者を案内しても手続きを行っていない場合があったことから、重要な案件については同行支援や案内後の確認を行い、確実に繋ぐことが重要である。

### R5年度の新たな取組

- ・【重層】福祉業務基礎研修の対象を福祉室新入職員だけでなく、全課対象とすることで、職員の質の向上に繋がるとともに、各課が行う研修等に関係部署の職員が参加し、目的の共有や連携強化を図った。
- ・【重層】社会福祉協議会や関連部署と連携して、障がい分野と高齢分野における会議体を整理し、会議体の機能や多機関協働の充実に向けた検討を進めた。

### R6年度以降の方向性

- ・庁内の各窓口における適切な支援や対応のために、連絡会や事前の意見交換会、各種研修を継続的に行って、職員の質の向上や庁内連携の強化に努める。
- ・ケース対応等で適宜関係機関と会議やケース検討を実施していく。また、専門部会や重層的支援体制整備事業に関する会議に参加した職員から課内への情報共有を行う。

**施策5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）**

- 推進方針** ①地域福祉部会による地域福祉計画の評価等に基づき、地域福祉推進協議会を中心に、関連する会議体や取組と一体的に活動の実践に取り組みます。
- ②多様な主体が関わる協議体間の連携ネットワークの構築に向け、地域発信型ネットワークの仕組みの再構築を検討します。

**取組概要**

- ・地域福祉推進協議会及び多機関協働推進委員会において、地域づくりや多機関協働、生活困窮等における各事業の取り組み報告や意見交換等を実施している。地域福祉推進協議会では、民間も含めた関係機関と福祉課題を共有したり、地域にある居場所や地域活動の活用について協議を行う。その内容も含め、社会福祉審議会地域福祉部会で地域福祉計画全体を進行管理する。
- ・小学校区、中学校区、全市で地域住民と専門職が協議・協働し、地域課題解決のために取り組めるよう、地域活動のネットワークづくりについて、仕組みの再構築を検討している。

| 課題   | R5年度の新たな取組  | R6年度以降の方向性  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動のネットワークづくりにおいて、小学校区や中学校区での開催状況が充実しておらず、課題意識の差等もあるため、会議運営の見直しが必要である。</li> <li>・個別支援のみ実施している職員が、地域支援を我が事と捉えられるよう、市民や専門職との協働の重要性やその仕組みについて学ぶ必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重層】地域福祉推進協議会を、より地域づくり支援と参加支援の取組につながる会議体となるよう、委員と協議しながら、委員構成及び所掌事務等の見直しを行った。</li> <li>・地域活動のネットワークづくりにおいて、地域の活動に応じた地縁型とテーマ型のプラットフォームの整備について検討を行った。</li> <li>・社会参加支援に繋がる「居場所づくり」については、地域ケアシステム検討委員会での議論も踏まえながら、多機関協働推進委員会や自立支援協議会専門部会において、分野ごとだけではなく、それぞれ連携を図りながら、検討を進めた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進協議会改編後の福祉のまちづくり委員会では地域づくり支援と参加支援に関する取組について、多機関協働推進委員会では多機関連携のもと相談支援、参加支援に関する取組について意見交換を行っていく。</li> <li>・地域発信型ネットワークの再構築の検討につなげていく。</li> </ul> |

## 施策6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり

- 推進方針 ①子ども・若者、子育て中の人、障がいのある人や認知症の人などあらゆる人が自由に参加できる居場所等の拠点の整備に取り組みます。
- ②民生委員・児童委員や福祉推進委員、自治会、老人会、子ども会など、多くの地域住民が参加・交流することで、新たな社会資源が生まれる仕組みづくりに取り組みます。

### 取組概要

- ・社会福祉協議会において、いつでも誰でも集える居場所を目的に、プラスワン福祉基金を活用して「プラスワン打出浜ブーケ」、「プラスワン岩園ひまわり」、「プラスワン三条えがお」を開所している。
- ・子育てセンターとして、各地域で就学前の親子の居場所として事業を実施。
- ・地区集会所では、地域のつながりの拠点として様々なプログラムを、あしや市民活動センターでは、全世代が自由に参加できる事業を実施。
- ・公園を利用した地域住民が参加、交流するイベントに対して、公園利用申請に関する相談を随時受け付けている。

| 課題  | R5年度の新たな取組   | R6年度以降の方向性   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度までの居場所の現状分析により、分野間の情報共有、連携等を行ったうえでの「居場所の周知、共有、創設」に向けた検討が必要である。</li> <li>・居場所を運営する人員を確保する必要がある。</li> <li>・コロナ禍による行動制限は解除されているが、イベント数はコロナ前の水準に戻っていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重層】多機関協働推進委員会のプロジェクトチームである「居場所プロジェクト」において、子ども、教育、まちづくり分野とも協働するため、参加者の拡充を行い、各分野の取組や現状、困りごとを共有した。</li> <li>・「プラスワン三条えがお」では運営委員の発案によって、子どもや子育て世代に利用しやすい開所時間を設定した。</li> <li>・あしや市民活動センターで市民のつどいを月1度開催し、芦屋市に関わる人が自由に参加可能な場を設けた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野横断や地域との連携も意識しながら様々な分野の人が役割を持って活躍できる居場所の創設に取り組むとともに課題整理等を行い、継続性や方向性を検討する。</li> <li>・プラスワン福祉基金事業では、多世代交流、こどもの居場所など、地域の状況を踏まえた運営委員の問題意識に沿った柔軟な運営の側面的支援を実施する。</li> <li>・こども家庭・保健センターにおいてこどもの居場所支援事業として市民団体や学生と協同し、各イベント等を継続して実施する。</li> <li>・あしや市民活動センターでは、社会的処方を取り入れたセミナーなどの講座を実施する。</li> </ul> |

## 施策7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり

推進方針 ①市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人の就労の場の確保に取り組みます。

②市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人などが活動に取り組むことで対価を生み出せる活動を検討します。

### 取組概要

- ・社会参加推進事業を就労準備支援事業と一体化に実施し、ひきこもりの人や仕事が長続きしない人、社会的に孤立している人などを対象に、寄ってカフェや畑仕事、つどい場くろまつ、めーむひろばでの就労体験などに取り組んでいる。
- ・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の就労に関する相談事業を実施している。  
(相談回数 R2:1,561回、R3:1,429回、R4:1,786回、R5:1,878回)
- ・シルバー人材センターと連携することにより高齢者の社会参加・活躍の場を確保及び地域貢献となるように支援している。



### 課題

- ・企業・団体等と連携し、就労が困難な状況にある人や社会的に孤立している人たちが、体験や参加できる多様なプログラムの創出や居場所の充実が必要である。
- ・社会情勢の変化に応じて在宅勤務ができるようになるなど就労の形も変わってきているため、変化に対応できる相談支援ができるようにする必要がある。
- ・就労体験等の支援が必要と思われる社会的に孤立している人の把握が難しい。

### R5年度の新たな取組

- ・社会参加推進事業として、つどい場くろまつの実施時にテーマを設定し、参加者同士が共通の話題を持つことでコミュニケーションのきっかけづくりになった。
- ・生活困窮者自立相談支援機関として、就労準備支援事業、コープこうべと協働し、めーむひろば就労体験事業を立ち上げた。

### R6年度以降の方向性

- ・制度や就労に取り組む団体・事業について、継続して周知していく。
- ・就労体験等の機会創出で協働可能な企業や団体と引き続き協議し、就労が困難な状況にある人とのマッチングを進める。
- ・就労が困難な状況にある人や社会的に孤立している人が体験できる多様なプログラムの創出や居場所の充実を検討する。

## 施策8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進

- 推進方針 ①地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営に取り組みます。
- ②地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営を通して、地域づくり人材として成長できる仕組みづくりに取り組みます。
- ③地域支え合い推進員と地域住民がつながり、地域課題を共有することで、地域の中での話し合いが新たな活動展開につながるよう取り組みます。

### 取組概要

- ・地域支え合い推進員が、地域資源の把握や地域住民による生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘・開発等により日常生活上の多様な支援体制を充実・強化し、地域共生社会を推進する。
- ・地域支え合い推進員と社会福祉協議会地区担当ワーカーの協働により、住民主体の地域活動を支援している。

### 地域支え合い推進員通信



#### 課題

- ・地域資源の把握や活動者支援が主になっており、身近な地域で支え合いを話し合う場への関わりが十分できていない。
- ・地域支え合い推進員と地域住民による地域活動や、地区福祉委員会等と協働した協議体のあり方と運営の見直しが必要である。
- ・地域支え合い推進員と社会福祉協議会地区担当ワーカーの役割を明確にしたうえで、将来ビジョンやロードマップを構築する必要がある。

#### R5年度の新たな取組

- ・イベント主催者と特技のある人の活躍の場づくりのマッチングを目的に一芸披露会を開催。
- ・【重層】地域資源の発信や活動者支援として、「つどい場ガイド」を改訂し発行した。
- ・地域活動団体間の交流を目的に、フードドライブによる食品等の無償提供会とあわせて交流会を開催した。

#### R6年度以降の方向性

- ・地域で支え合いを話し合う場の一つとして、地域支え合い推進員が地区福祉委員会へ関わっていく。
- ・企画段階からの住民参画による一芸披露会を実施する。
- ・住民活動者と専門機関が一堂に会する機会づくりを進める。

### 施策9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進

- 推進方針 ①小学校区より小さい単位で、地域住民や地域で活動する人、専門職等が出会い、興味・関心、解決したい課題などをテーマについて話し合い、新たな何かが生み出されるプラットフォームづくりに取り組んでいきます。
- ②全市域における地域ケアシステム検討委員会で、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制や地域づくり、参加支援について、重層的な仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ③中学校区福祉ネットワーク会議のあり方について検討します。

#### 取組概要

- ・小学校区、中学校区、全市で地域住民と専門職が協議・協働し、地域課題解決のために取り組んでいく。
- ・住民の主体性を喚起するネットワークを再構築するべく、既存の協議体や会議体を分析し、会議スタイルの見直し等への側面的なアプローチを行う。
- ・地域福祉推進協議会において、民間も含めた関係機関と福祉課題を共有したり、地域にある居場所や地域活動の活用について協議する。

| 課題   | R5年度の新たな取組  | R6年度以降の方向性  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区や中学校区でのネットワークにかかる会議の開催状況が充実しておらず、課題意識の差等もあるため、効果的な実施に向け、会議運営の見直しが必要になっている。</li> <li>・地区福祉委員会と地域食堂やサロン等のテーマ型活動組織の交流や活動共有を一層進める必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重層】地域の活動に応じた地縁型とテーマ型のプラットフォームの整備について検討を行った。</li> <li>・地区福祉委員会正副代表者会で、グループディスカッション等の手法を導入し、会議スタイルを変更した結果、各委員会で同様の会議スタイルが取り入れられ、議論が活性化した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉委員会での地域におけるテーマ活動に対する関心の向上に努めていく。</li> <li>・地域発信型ネットワークの再構築を検討する。</li> </ul> |

## 施策 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

- 推進方針 ①高齢、障がい、児童などの分野別の社会福祉法人や民間事業者等が、共通の地域生活課題について話し合う場をつくり  
ます。
- ②社会福祉法人や民間事業者等が地域住民とともに、地域生活課題の解決に向けて取り組むことができる環境の整備を行います。

### 取組概要

- ・社会福祉法人に対する指導監査や、社会福祉法人から提出される現況報告書及びチェックリストにおいて、地域における公益的な取組の実施状況を確認、助言している。
- ・地域サポート施設間の連携により、福祉施設の地域へ向けた社会貢献活動の取組を実施している。
- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットあしや）を立ち上げている。
- ・市内の事業所・障がい者団体に属されている方が中心となった「まるっと説明会実行委員会」や「障がい児者作品展実行委員会」を通して事業所間の連携を深めている。
- ・障害者雇用奨励金制度を実施し、障がいのある人を雇用する事業主への助成をすることで、就労支援を行っている。

|                   | R3 | R4 | R5 |
|-------------------|----|----|----|
| まるっと説明会実行委員会参加団体  | 19 | 22 | 29 |
| 障がい児者作品展実行委員会参加団体 | 25 | 25 | 26 |

#### 課題

- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会では法人間に取組に対しての温度差がある。

#### R 5 年度の新たな取組

- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会において、実務者会で「こどもの居場所づくり」に向けて検討した。
- また、地域の子どもの居場所の実態把握に向けたウォーキングイベント（地区踏査）を行った。

#### R 6 年度以降の方向性

- ・社会福祉法人への指導監査、現況報告書、チェックリストにおいて、地域における公益的な取組の実施状況を確認や助言を行う。
- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会実務者会の継続に加えて、定期総会を開催して意見交換を行う。

## 施策 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実

- 推進方針
- ① ボランティア団体や個人ボランティアの相談を受け、困りごとを解決するための支援を行います。
  - ② ボランティア活動への参加につながるような、ボランティア養成講座やプログラム開発を行います。
  - ③ 福祉学習に取り組みやすいよう、普及・啓発に取り組みます。
  - ④ 誰もが気軽に福祉学習に参加したくなる仕組みづくりに取り組みます。

### 取組概要

- ・ ボランティア団体への助成金やボランティアセンターの備品、会議室の利用支援等によりボランティアグループの支援を行っている。
- ・ 関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成している。また、リードあしやにおいて、各ボランティアの募集及び実施を行っている。
- ・ 各学校からの依頼に基づき、福祉学習（車いす・アイマスク体験、視覚障がい・肢体障がい・聴覚障がい当事者の講話）を実施している。
- ・ 意思疎通支援研修を実施し、障がい理解の場を提供している。



| 課題   | R 5年度の新たな取組  | R 6年度以降の方向性   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校からの依頼に基づいた福祉学習を実施しているため、全校実施に至っていない。また、広く地域住民が参加できる福祉学習の実施が必要である。</li> <li>・ 個人ボランティアへの支援とコーディネートが十分とは言えない。</li> <li>・ ボランティア活動者を増やす取組の検討が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の小学校の福祉学習に民生委員や福祉推進委員が参加し、当事者の講話を一緒に聞く機会を設けた。</li> <li>・ 中学校においては、福祉施設で働く方等を講師として招き、講演や交流、車椅子スポーツの体験等を行った。</li> <li>・ ひとり一役活動をボランティア活動センター所管にすることで、ひとり一役活動の対象外の活動についてボランティア依頼を行うなど、連携を図った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアグループの活動紹介を積極的に行うとともに、個人ボランティアの支援とコーディネートを充実させ、活動者の増加に努める。</li> <li>・ ひとり一役活動と連携してボランティア活動を推進する。</li> <li>・ 全校での福祉学習に民生委員や福祉推進委員の参加協力を呼び掛ける。</li> </ul> |

## 施策 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進

- 推進方針 ①活動をしてみたいと思っている人が、気軽に無理なく活動を始められるよう、活動の支援ができるプラットフォームづくりを進めます。
- ②小中高の児童生徒やその保護者も参加した活動を充実させるため、教育委員会や学校園とも協働した活動を企画・実施していきます。
- ③コロナ禍におけるICTを活用したオンラインでの活動と参集型の活動を企画・実施していきます。
- ④高校生や大学生など若者との協働で、情報発信や活動のPRを充実させます。

### 取組概要

- ・市民・社会福祉協議会・行政が協働し、以下のような市民発案の具体的活動に取り組んでいる。

自治会等との協働による市内各所へのベンチの設置、

地域でのスマホカフェの実施、自治会と協働での落ち葉でやきいもイベントの開催、

「この町がすき」の手話歌の披露・幼稚園での練習訪問、人と人とのつながりを広げる活動をしている団体を表彰する「アクションアワード」の開催

### スマホカフェ



茶屋之町



呉川町



朝日ヶ丘町



浜芦屋町

### 課題

- ・新規メンバーの加入がなく、新たなプロジェクトの展開が難しい。
- ・設置者の経費負担等がネックとなり、ベンチの設置が進んでいない。
- ・スマホカフェの依頼が増え、学生ボランティアだけでは対応が難しいため、人材の確保が必要である。

### R5年度の新たな取組

- ・一般住民向けのスマホサポーター養成講座を開催した。
- ・アクションアワード表彰式において、活動団体の交流会を行った。
- ・「この町がすき」の手話歌練習会を定期的で開催した。

### R6年度以降の方向性

- ・新たなメンバーが加わるよう、各プロジェクトの周知啓発を行う。
- ・ベンチ設置の促進を図るため、ベンチプロジェクトの助成基準の見直しを検討する。
- ・学生ボランティア以外のスマホサポーターの養成を進める。

### 施策 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実

- 推進方針 ①ひとり一役活動推進事業における活動場所の拡大、活動内容の充実を図ります。  
 ②近隣同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践していきます。  
 ③支え合いの仕組みに参加する活動意欲の維持と意識の向上を図り、新たな支え合いの活動に発展するよう支援します。

#### 取組概要

- 介護保険施設等や高齢者等の居宅におけるボランティア活動その他の社会的活動を通じて、地域での支え合いの体制づくりの推進を図るため、「ひとり一役活動推進事業」を実施している。

|                      | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------------------|-----|-----|-----|
| ひとり一役ワーカー登録者数（人）     | 69  | 76  | 91  |
| ひとり一役活動受け入れ機関登録数（か所） | 28  | 30  | 34  |



- ボランティア活動センターとひとり一役活動推進事業とが連携し、さまざまなボランティアニーズに応える取組を実施している。
- 市内事業所が作成した授産品を販売する「つながるマルシェ」を立ち上げ、地域住民との交流を図っている。  
 （市内3店舗で実施、R4：1回、R5：2回）

#### 課題

- 居宅活動、介護施設以外の分野等、多様な活動機会の確保が必要である。
- コロナ禍が落ち着いた後も、施設でのボランティア活動の受け入れ再開や活動者の活動再開が進んでいない。
- 未活動者が一定数存在するため、登録者との活動のマッチングが必要である。

#### R 5年度の新たな取組

- ひとり一役活動推進事業において、活動施設の見学ツアーを実施することで、実際の施設で活動することに繋がった。
- ひとり一役活動に登録した施設に対して活動再開の有無について確認を行ったことで、再開する施設が増え、施設での活動研修が増加に繋がった。

#### R 6年度以降の方向性

- 市内各所でのリーフレットの配架など継続して地域での支え合いに関する情報発信していくとともに、活動者の活動機会の確保に向けた取組を行っていく。
- 福祉学習等と連携して、多くの市民にボランティア活動に取り組んでもらえるよう努める。

## 施策 14 身近な地域での福祉活動の推進

- 推進方針**
- ①福祉の担い手である民生委員・児童委員、福祉推進委員による見守り活動などを支援していきます。
  - ②福祉の担い手と自治会、老人会など、また市民活動の活動者、ボランティア等の様々な人が出会う場において、福祉課題に気づき、共有するための協議を行います。
  - ③福祉のまちづくりを進めていくため、住民の興味・関心のあるテーマを中心とした話し合いから、具体的な取組を地域で展開します。

### 取組概要

- ・民生児童委員協議会において、経験年数に応じた研修を行うとともに、民生委員・児童委員と関係機関が集う「福祉を高める運動研究会」において、ケースの共有と支援の検討を行うとともに、連携の強化に努めている。
- ・アクションプログラム推進協議会において、自治会や団体による地域でのスマホカフェの実施を支援している。
- ・民生委員、福祉推進委員で構成する地区福祉委員会において、地域ごとに高齢者のつどいや、訪問活動、生きがいデイサービス（委託事業）を中心としたプログラムや、日ごとの見守り活動を実施している。
- ・地域課題解決に向けて市民活動団体等が取り組む事業に対し、市民提案型事業補助金を交付し、まちづくり活動を支援している。

| 課題   | R 5年度の新たな取組  | R 6年度以降の方向性   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動する人自らが地域課題に気づき、それを新たな地域活動に繋げるための支援が必要である。</li> <li>・地区福祉委員会の課題共有や見守り活動、運営の強化に受けた支援の充実が必要である。</li> <li>・市民提案型事業補助金について、新しい活動の掘り起こしにつながりにくい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区福祉委員会の三役（代表、副代表、会計）会の設置が進んだ。</li> <li>・地区福祉委員会正副代表者会において、地域リーダーの育成を見据えて、グループワーク等を多く取り入れた。</li> <li>・市民提案型事業補助金について、事業計画書の様式改善や募集要項の見直しを行った。また、あしや市民活動センターと連携して、申請者へのサポートを行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉を高める運動研究会」において、民生委員・児童委員と各専門機関が情報を共有し、支援の検討と連携の強化に努める。</li> <li>・地区福祉委員会での話し合いの充実等活動の活性化に努める。</li> <li>・地区正副代表者会と、地区福祉委員会との連動性を高める。</li> </ul> |

## 施策 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

- 推進方針 ①地域で活動する人との関係づくりから、活動支援につながるような体制づくりを行います。
- ②活動支援に必要な専門知識を持つ人材を配置し、地域づくりの実践を積み上げていきます。
- ③社会福祉協議会が関わる地域活動が福祉の領域からまちづくりの領域まで展開するよう、より多様な活動者が参画するプラットフォームへと充実させていきます。

### 取組概要

- ・社会福祉協議会地区担当ワーカーと地域支え合い推進員が協働し、住民主体の地域活動を支援していく。
- ・フードドライブを活用して、地域の子ども食堂やつどい場の活動支援を行っている。
- ・地域から寄せられる困りごとや相談に対し、関係する専門職と一緒に支援している。



### 課題

- ・地域支え合い推進員と社協地区担当ワーカーの役割や機能の整理が必要である。
- ・包括的支援体制構築に向けて、各分野の個別支援ワーカーが「参加支援」「地域づくり」に目を向ける意識の醸成をさらに進める必要がある。
- ・地域課題を多くの人の中で共有し検討する機会の創出が求められている。

### R 5年度の新たな取組

- ・【重層】生活支援体制整備事業受託法人の代表者と地域支え合い推進員、社会福祉協議会、行政とで意見交換する機会を設けた。
- ・【重層】重層的支援体制整備事業の基本的理解促進に向けた関係者対象の研修会を3回開催した。
- ・社会福祉協議会 地域福祉推進課内で重層的支援体制整備事業などの研修を定期開催（12回/年）した。

### R 6年度以降の方向性

- ・重層的支援体制整備事業のさらなる理解促進に向けた継続的な研修機会の確保
- ・社会福祉協議会内の研修の継続

## 施策 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり

- 推進方針 ①地域福祉活動と自治会活動等との連携を図り、協働を推進します。  
 ②分野を問わず様々な活動をする人（団体・企業含む）との緩いつながりを少しずつ蓄積します。  
 ③福祉分野と市民活動分野とのつながりを強化します。

### 取組概要

- ・地域活動を紹介する取組などを通し、活動や団体を周知するとともに活動者間での緩やかなつながりの構築を図る。
- ・社会福祉協議会において、地域での行事やプロジェクトへ参加している。
- ・市民参画・協働推進課と地域福祉課がそれぞれの分野での課題などを共有し、取り組みへとつなげていく。
- ・自治会連合会が主催する地域の多団体との交流を目的とした研修会の開催を支援している。

### 自治会活動と地域福祉活動等の連携・協働



公光まつり

| 課題  | R 5年度の新たな取組   | R 6年度以降の方向性  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の各団体間の円滑な連携を一層推進する必要がある。</li> <li>・地域福祉活動と自治会等を中心としたまちづくり活動との連携を図り、協働を推進していくことが必要である。</li> <li>・地域福祉推進協議会について、先に改編している多機関協働推進委員会との機能の整理を行い、地域づくりに向けた更なる支援の充実を目指し、委員構成や所掌事務を改編する必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の相互理解と連携推進を目指し、自治会連合会主催による青少年愛護協会、子ども会連絡協議会、民生児童委員協議会との交流会の実施を支援した。</li> <li>・居場所プロジェクトにあしや市民活動センターが参画し、市民活動における居場所の取組等の共有や、居場所の創設について協議した。</li> <li>・社会福祉協議会において、市民活動センターが開催する話し合いの場「市民のつどい場」や芦屋浜まちづくりプロジェクトを中心に開催した「またあしたバル」に参加した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に地域内の各団体間の交流促進を図る。</li> <li>・居場所プロジェクトにおいて、市民活動センターのふれあいカフェを活用した居場所づくりを試験的に実施し、その結果を分析して今後の方向性等を検討する。</li> <li>・地域福祉推進協議会改編後の福祉のまちづくり委員会では、より地域づくり支援と参加支援に関する取組に焦点を当て、意見交換等を行う。</li> <li>・自治会などの自治組織を中心とした活動と、テーマ型の活動の繋ぎを推進する。</li> </ul> |

## 施策 17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化

- 推進方針 ①継続的な交流の機会の設置や定期的な情報発信・集約に取り組み、多様な企業・団体等の参加を増やします。  
 ②地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業・団体等をつなぐ仕組みをつくりまします。  
 ③「こえる場！」の位置付けを明確にし、事務局運営の体制整備を検討します。

### 取組概要

- ・より暮らしやすいまちの実現を目指して、地域活動を行っている企業・団体等とつながり、地域の可能性の発見や課題解決に向け、それぞれの持つ強みや資源を活かす取組を検討する。



**「こえる場！」ニュースレターVol.8** 令和5年3月発行

「働けない」をこえる社会へ！  
～就労体験等の機会創出に向けて～

生活困窮者への支援において、就労に向けた活動として、相談者が福祉分野だけでなく、社会の様々な場への参加ができればと考え、「こえる場！」のみならず現状を共有し、一緒にできること等を考えました。

<取組紹介>  
 (福)戸屋市社会福祉協議会 三谷氏  
 (福)三田谷治療教育院 佐藤氏

生活が困窮している方、ひきこもり状態の方、人とのコミュニケーションに不安がある方達が、社会に出る時に勇気を出して一歩を踏み出すことが難しい現状があります。

そのような方々を地域の中に受け入れて下さる土壌があることは大切だと感じています。  
 実際に「〇〇な場所があるので行ってみませんか？」と伝えられることで一歩を踏み出せた方もいます。  
 一歩を踏み出すきっかけづくりのご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

戸屋市就労準備支援事業の現在の取組

【プログラム】  
 ・家事やお金の講座 ・体操教室  
 ・畑作業 ・企業等での就労体験

【市内企業様のご協力】(抜粋)  
 ・生活協同組合コープこうべ 様  
 めーむひろばでの商品の受け渡し

・(福)明倫福祉会 愛しや 様  
 リネンの交換 等

2/2「こえる場！」  
オンライン開催

<会議参加企業・団体>  
 アイザワ証券(株)/(学)戸屋学園戸屋大学/  
 (株)笠谷工務店/(福)三田谷治療教育院/  
 (福)聖徳園/生活協同組合コープこうべ/  
 兵庫県住宅供給公社/(株)プランツ・キューブ

| 課題・  | R5年度の新たな取組  | R6年度以降の方向性  |
|--|---|---|
| <p>「こえる場！」の位置づけを明確にし、事務局運営の体制整備を検討する必要がある。</p> | <p>・コロナ禍を経て、約4年ぶりに参集型の「こえる場！」を開催し、前回のオンライン開催「働けないをこえる社会へ！」の紹介・報告と併せて、改めて参画企業・団体関係者と顔合わせ・交流を行った。</p> | <p>・継続的に「こえる場！」の取組等について参画企業・団体等に情報発信していくとともに、小さなことからでも参画企業・団体と連携し、関係性を継続していく。</p> |

## 施策 18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進

- 推進方針
- ①災害時支援を通じた、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。
  - ②新たな生活スタイルに応じた様々な交流の実践やICT活用促進に取り組めます。
  - ③防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりを進めます。
  - ④安全を高める施設や設備の整備を進めます。

### 取組概要

- ・民生委員・児童委員等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築している。
- ・自治会、民生委員・児童委員等に要配慮者名簿を提供し、要配慮者が有事に助けをもらいやすいように地域における顔の見える関係づくりを推進し、地区福祉委員会においては、福祉マップを作成している。
- ・災害時に地域での主体的な活動ができるよう、まち歩き、ワークショップ、防災マップ作りなどにより地区防災計画の策定を推進している。
- ・芦屋警察署や芦屋交通安全協会と協働し、四季の交通安全運動等において、街頭啓発を行っている。また、こども園、保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校の子どもたちや高齢者などに対し、交通安全教室を実施している。
- ・関係機関が連携し、“社会を明るくする運動”を推進している。
- ・まちづくり防犯グループに対する育成事業補助金により活動の支援に努めている。(R4：20 団体、R5：19 団体)
- ・青少年育成愛護委員会、小学校 PTA 等の意見を集約し、芦屋警察署や関係各課が連携して通学路合同点検を実施している。

| 課題   | R5年度の新たな取組   | R6年度以降の方向性   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援者と緊急・災害時要援護者との平常時からの関わり方について課題がある場合や支援者がいない要援護者が存在する。</li> <li>・まちづくり防犯グループの高齢化など、若い世代への防犯・防災の活動の継承が課題である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区での避難所開設マニュアル作成を推進した。</li> <li>・防災と福祉の連携による個別避難計画の作成推進に向け、関係機関との意見交換を行った。</li> <li>・地区福祉委員会で、防災士を招き研修会を実施した。</li> <li>・特殊詐欺が多発しているため、芦屋警察署と連携し、定期的に街頭啓発を実施するなど特殊詐欺被害防止対策を強化した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職と連携した個別避難計画の作成について、取組を進める。</li> <li>・地区防災計画を他地区へ水平展開できるよう、セミナー等を通じて啓発していく。</li> <li>・特殊詐欺等対策電話機等購入補助事業の実施などにより、特殊詐欺被害発生防止に努める。</li> </ul> |

**施策 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進**

- 推進方針**
- ①若い世代を中心に幅広い世代が地域と関わり、ともに学ぶ取組を進めます。
  - ②芦屋のまちづくりに多様に関わる人たちが、自由に協議し、企画・提案等ができる場や役割を確保します。
  - ③市職員が市民や企業等と協働できるような人材育成の機会を確保します。

**取組概要**

- ・スマホカフェなど、生徒や学生及び活動を希望する人が地域活動に参加する場づくりに取り組む。
- ・市民参画・協働アドバイザーより、市民参画・協働やまちづくりに関わる人材の発掘や育成に関する助言をいただいて、理解を深めている。
- ・地域福祉人材育成のため、社会福祉協議会において地区福祉委員会活動の充実に取り組んでいる。

| 課題   | R 5年度の新たな取組  | R 6年度以降の方向性   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課取り組みの中で、地域で活動する人材との協働や発掘を行うことを全庁的に広めていく必要がある。</li> <li>・地域の実情に合った地区福祉委員会活動には、自治会などの他の地域活動団体との連携が不可欠である。</li> <li>・地域福祉人材と高齢化による担い手の不足のため新たな人材の確保が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画・協働アドバイザーより助言をいただくための相談の機会を設け、市民参画・協働推進課と地域経済振興課の職員、消費生活相談員が参加し理解を深めた。</li> <li>・地区正副代表者会におけるグループワークの実施により、グループワークを取り入れる地区委員会が増加した。</li> <li>・福祉のまちづくりフォーラムを開催した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業の地域づくりを担う重要な人材として、さまざまな地域福祉活動の担い手ともなるよう、研修会などを開催していく。</li> </ul> |

## 施策 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

- 推進方針 ①多様な人が関わり、情報発信力を高める取組やICT活用促進の取組を進めます。
- ②バリアのない誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ③地元へ愛着を持つことのできる取組を進めます。
- ④多様な手法を柔軟に取り入れ、持続可能な地域福祉活動を検討します。

### 取組概要

- ・地域福祉アクションプログラム推進協議会において、各地域でのスマホカフェや芦屋市の写真をスマートフォンで撮影するイベントを通し、ICT活用の推進を行っている。
- ・市内に事業所をおく民間事業者が、障がいのある人に必要な合理的配慮の提供を行った場合、その費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成事業」を実施している。
- ・合理的配慮の観点で、障がいのある人にもやさしい店舗等を登録する「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を実施している。
- ・地域課題解決に向けて市民活動団体等が取り組む事業に対し、市民提案型事業補助金を交付し、まちづくり活動を支援している。
- ・本市に関心や興味を寄せ、応援してもらえよう、ふるさと寄附金の取組を進めている。
- ・地域共生のまちづくりを推進するため、包括的支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の取組を推進している。
- ・芦屋市の障がい福祉に関することが分かる「まるっと説明会」を開催。（参加者 R4:220人、R5:281人）

| 課題  | R 5年度の新たな取組   | R 6年度以降の方向性   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者への合理的配慮の提供の周知が足りておらず、事業者の理解が得られにくい。</li> <li>・市民提案型事業補助金について、新しい活動の掘り起こしにつながりにくい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮の観点で、障がいのある人にもやさしい店舗等を登録する「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を開始した。</li> <li>・市民提案型事業補助金について、事業計画書の様式改善や募集要項の見直しを行った。また、あしや市民活動センターと連携して、申請者へのサポートを行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを周知していく。</li> <li>・「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を実施し、事業者への障がい理解及び障がいのある人の社会参加を支援する。</li> <li>・【重層】重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、関係機関とも連携しながら社会参加支援や地域づくりの取組を検討する。</li> </ul> |